

兵庫区「地域と児童生徒とのコラボレーション活動助成」に関する細目

1. 助成対象となる活動の例（要綱第2条関係）

いずれも区内の地域団体等の大人達と児童生徒達が協働で取り組む活動を助成対象とする。

（1）清掃・美化・緑化活動

- ・公園や道路の清掃活動、落ち葉の処理など
- ・花壇の植え替え、手入れなどの環境整備

（2）安全安心なまちづくりや防災減災活動

- ・住みよいまちづくりのための街頭キャンペーンなどの啓発活動
- ・防災訓練や防災イベント
- ・地域安全マップ（防災・交通安全・防犯など）づくり

（3）文化活動

- ・地域に伝わる芸能・歴史などの調査、体験、発表など
- ・地域住民を対象としたものづくり教室や料理教室
- ・季節の伝統行事の準備・体験など

（4）児童生徒が企画・実施する活動

- ・児童生徒自身が企画・実施する、地域貢献に資する活動

2. 助成対象とならない活動の例（要綱第2条関係）

- ・地域住民を講師として招いて特別な授業や行事を行うなど、本来の授業・行事の一環と認められるもの

3. 助成の上限について（要綱第3条関係）

- ・基本は上限10万円とし、区長が特に認める活動は上限15万円とする。

4. 助成対象経費について（要綱第4条関係）

（1）助成対象経費の考え方

- ・助成対象活動を含む事業費全体のうち、助成対象活動に係る経費のみを助成対象経費とする。

（2）助成対象経費となる費目

- ・広報費（活動を周知するためのチラシやポスターなどの作成費・用紙代・インク代など）
- ・消耗品費（使い捨て皿・洗剤・軍手・掃除用具・ビニール袋・筆記具など）
- ・原材料費（食材・花苗・肥料・土など）
- ・通信費（切手代 など）
- ・燃料費（ガスボンベ代・ガス調整器代・ガスコンロ等レンタル料金・薪代など）
- ・運搬費（ガソリン代・レンタカー代など）
- ・会場借り上げ費
- ・ボランティア保険料
- ・活動用参考図書代 など

(3) 助成対象とならない費目

- ・ 飲食費（飲み物（助成対象活動に係る熱中症予防など体調管理等に必要なものを除く）、弁当などの食事）
- ・ 備品（パソコン・プリンター・カメラなど。高額で次年度以降も利用するもの）
- ・ 人件費、協賛金、負担金
- ・ 領収書の無い支出
- ・ 領収書の宛名が交付決定団体以外の宛名になっている支出 など

(4) その他の留意点

- ・ 切手の購入・使用については、そのつど必要な数のみ購入し使用すること
- ・ 前渡金にて購入する場合、戻入金が生じたときは必ず口座に戻入すること
- ・ 助成費の全額執行が不可能となり返還する必要があるときは、返還すること

5. 活動計画の変更申請が必要な例（要綱第7条関係）

- ・ 助成申請額を増額したい場合
- ・ 助成申請額を減額したい場合（当初申請額の2割を超える場合のみ）
- ・ 予定している活動（事業）が大幅に変更となる場合
- ・ 活動を中止（廃止）する場合

6. その他注意事項等

- ・ 申請者は地域団体等となります。助成費の振込先も申請者名義の口座となります。
- ・ 申請の際は、他団体と活動が重なっていないか確認して、重なっている場合は申請金額の調整をしてください。
- ・ 各団体から申請された助成金額の合計が全体の予算を超える場合は、申請金額を下回って交付する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 本助成以外にも活動に使える財源（県や市からの助成金、他の地域団体からの協賛金等）がある場合で、他の助成金等の交付要件に抵触しない場合は、総事業費の範囲（助成金交付により収支が黒字にならない範囲）であれば、本助成を併用することができますので、事前にご相談ください。
- ・ 活動状況を取材、撮影させていただくことがあります。また、撮影した写真等は、今後の広報資料に活用させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

7. 施行日

令和8年4月1日

8. 問合せ・申請先

兵庫区役所 総務部地域協働課

〒652-8570 神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号 兵庫区役所8階

電話 511-2111（内線215）、FAX 511-5331